

何十億円という

非課税助成金

東 京国税局は事前照会に対する平成23年9月8日にした文書回答を公表しました。「横浜市から受け取る企業立地等助成金」は非課税というものです。何十万円か、何百万円かの程度の助成金かと思いきや、50億円余の金額のようです。

照 会事例の当事者はカルロス・ゴーンさんの日産自動車なので、金額の大きさにはなるほどということなのですが、それにしても、なぜ非課税？と疑問が湧きます。

文 書回答によると、法人税の通達の「補助金、奨励金等が実質的に道府県民税及び市町村民税の減免に代えて交付されたもの」に該当するので、非課税ということです。

日 産自動車は平成21年8月に、長らく本社があった東京・東銀座から横浜駅東口のそごうデパートと橋をはさんだ「横浜みなとみらい21地区」66街区に移転し、日産グローバル本社（登記簿上の本店は、横浜市神奈川区の横浜工場のまま）としました。

こ の本社立地にあたり、神奈川県は、県外から県内へ本社機能を移転する「施設整備等助成制度」活用の最初の申請としてこれを受理し、横浜市は、企業立地等促進条例の対象敷地内に事業所を賃借して本社等を設置すること、本社の従業員数が一定以上の規模となること、経常利益を一定額以上計上していること、などの要件を満たす法人とし

て助成金支給の認定を与えました。

こ れらの助成金は、条例等で明示的に「道府県民税及び市町村民税の減免」と表示していないものの、その算定は助成金交付を受けようとする法人の交付申請時を含む事業年度の直前事業年度に係る市民税法人税割額の納付額などに相当する金額を用いるので、通達要件に該当すると判定されました。

日 産自動車以外にも野村総合研究所が12億円余の助成金など数社があるようです。

世 界のグローバル企業の誘致なので、何十億円程度の補助金は、その後の税収ですぐ元がとれ、併せて地元住民雇用の増大及び地元企業の事業機会の拡大など、地元経済の活性化に寄与するものとしての効果大との判断で行われているのですが、金額の大きさに圧倒されます。

「せはしなき人やと言はれ
屠蘇を受く 秋櫻子」
せわしないのです。年末調整の後始末と法定調書の提出、新年分給与関係準備、償却資産申告、年始諸行事と息つく暇ありません。忙中の閑、正月三が日は、官庁も会社も農作業も休みです。誰はばかることなく正月気分には浸れますが、一年の計は元旦にあり、考えをめぐらす貴重な時です。
6日小寒、21日大寒。



会社で働くなら知恵を出せ。
知恵のないものは汗を出せ。
汗も出ないものは静かに去って行け。

(実業家 土光敏夫)

1月の税務メモ

(国 税)

- 12月分源泉所得税の納付（特例適用者は7～12月の半年分）
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間（予定）申告
- 法定調書の作成提出
- 源泉徴収票の受給者への交付

10日

31日

〃

〃

〃

(地方条例による)

(地方税)

- 12月分個人住民税特別徴収分の納付
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間（予定）申告
- 給与支払報告書の提出
- 償却資産（固定資産税）の申告
- 個人住民税の第4期分納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。